

センターだより とす




令和2年5月号

鳥栖まちづくり推進センター

鳥栖市今泉町2172-2 ☎ 83-1686

鳥栖まちづくり推進センター分館

鳥栖市真木町2112 ☎ 83-0024

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3 憲法記念日 	4 みどりの日 	5 こどもの日 	6 振替休日	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、臨時休館いたします。</p> <p>ご不便をお掛けしますが、ご了承ください。</p> <p>尚、職員は在中しています。</p> <p>何かありましたら、お電話にてお問合せください。</p>					
24						
31						

5月の移動図書館

5月の移動図書館は中止します。



いきいき講座

10:00~11:30

*申込不要

*参加無料

6月から開催予定のいきいき講座をご紹介します！毎月第3火曜日は、是非センターにお越しください♡

開催日	内容	講師
6月16日(火)	自分らしく生きて死ぬ知恵	斎藤内科医院理事長 斎藤博之先生
7月21日(火)	生老病死のいのちを生きる	九州龍谷短期大学学長 後藤明信先生
8月18日(火)	健康はお口から	歯科衛生士 樋口久子さん
9月15日(火)	とす恵比寿めぐり	長崎街道まつりボランティアガイド元気隊 尼寺はつみさん
10月20日(火)	行列ができる法律相談(仮)	州都綜合法務事務所 原弘安先生
11月17日(火)	笑いリンパ	笑いヨガインストラクター 松田千枝さん
12月15日(火)	人権のおはなし(仮)	生涯学習課
	アウトリーチ	鳥栖市文化会館より訪問演奏

まち歩きをします。
10:00~14:00
(予定)

毎月
第3火曜

現時点での予定です。状況により、変更・中止の場合もあります。



つど
集う

まな
学ぶ

むす
結ぶ



鳥栖まちづくり推進センター
TEL 83-1686

鳥栖まちづくり推進センター 主催講座

6月からいきいき講座などの「主催講座」や「放課後子ども教室」が始まります！さまざまな内容でお届けしますので、是非、センターにお越しください♡（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、変更になることもあります。）

地域のみなさんを元気にしたい！ うたって健康！

6月8・22日(月) 10:00~11:00

講師 相葉 園美 さん (ボイストレーナー)

うたうことで健康づくり

*参加無料・申込不要

毎月
第2・4
月曜

いきいき講座 自分らしく生きて死ぬ知恵

6月16日(火) 10:00~11:30

講師 斎藤 博之 先生 (斎藤内科医院理事長)

毎年大人気！斎藤先生の楽しいお話

*参加無料・申込不要

食を考える 陰陽調和で健康を目指す重ね煮

6月26日(金) 10:00~13:30

*参加費 1,500円

*定員 10名

*持ってくるもの お米 1/2合



新企画！ ママといっしょ♡ 手形アート

6月30日(火) 10:00~11:30

ママといっしょに、かわいい
手形アートを作ります。

*定員 5組

*対象 乳幼児と保護者

*参加無料



♪ どんどん出来る♪ パソコン教室

13:00~16:00 *定員 10名 *テキスト代 1,000円

毎月2回
(全12回)

Excel・Wordの基礎~応用まで (託児をご希望の方は、ご相談ください。)

6月	16(火)・17(水)	9月	15(火)・16(水)
7月	21(火)・22(水)	10月	20(火)・21(水)
8月	25(火)・26(水)	11月	17(火)・18(水)



ほかにも...

- ◆レザークラフト
- ◆カメラ
- ◆フラワーアレンジ
- ◆こぎん刺し

などを予定しています。
詳しくはお尋ねください。



放課後子ども

わくわく教室

例年4月に募集していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在募集を見合わせています。開催の目途が立ちましたら、小学校を通じてのご案内を予定しています。ご理解の上、もうしばらくお待ちください。



令和2年度鳥栖まちづくり推進センター 職員のおしらせ

まちづくりの拠点となるよう努めてまいります。
一年間どうぞよろしくお願いいたします。



坂井 吉田 山下 センター長 分館長
古賀 井田

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。

～身近に感じて下さい！あなたのまちの民生委員・児童委員～

民生委員・児童委員は、生活上の心配事や困りごと、子育ての不安などの相談に応じ、地域住民と
悩みの助けとなる窓口との「つなぎ役」になります。何かございましたら、各町の民生委員・児童委員にご相談ください。

